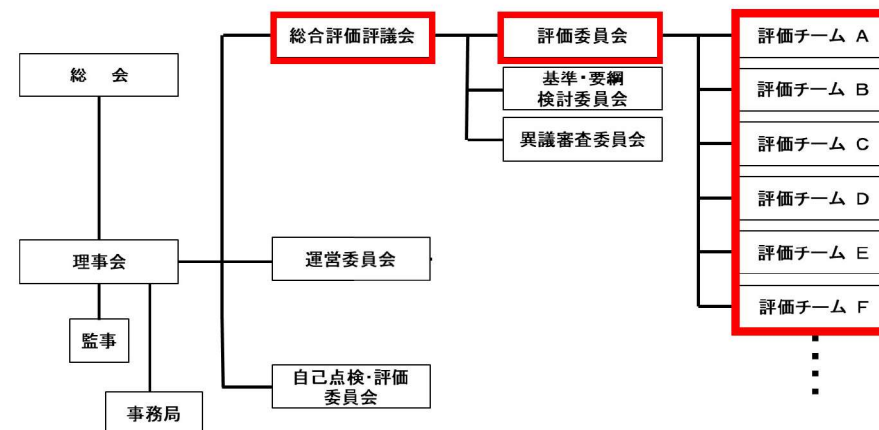


## 薬学教育評価機構による 第2期第三者評価の在り方

評価委員会  
委員長 平田 收正（大阪大学）



## 評価の実施体制



## 評価の対象

薬学教育評価機構は、

各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラム  
を定期的な評価の対象とします。

“薬学教育プログラム”とは、

カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと  
教育研究環境を含むものとします。



## 評価の目的

1. 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証する。
2. 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
3. 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。



## 学校教育法等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議

平成16年4月27日 衆議院文部科学委員会



第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。



参議院 House of Councillors,  
The National Diet of Japan

平成16年5月13日 参議院文教科学委員会



## これまでの第三者評価

平成20年度

「薬学教育評価機構」を設立

平成23年度

「第三者評価」のトライアルを実施 3大学が対象

平成25年度

第1期「第三者評価」を開始 3大学が対象

以後、7年間（平成31年度まで）で全74大学の評価を実施

令和2年度

新型コロナウイルス感染拡大により、第2期「第三者評価」の開始を延期

令和3年度

第2期「第三者評価」を開始

以後、7年間（令和9年度まで）で全大学の評価を実施



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【背景】

- ・2017年度から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」では三つの方針(ポリシー)の一体的な策定と公表が求められている。
- ・新学習指導要領において「学力の3要素」が「資質・能力の三つの柱」とされ、この「資質・能力」が高大接続改革によって初等・中等教育から高等教育まで通貫する教育目標として位置づけられた。
- ・2018年度より第3期を迎える機関別認証評価では「内部質保証の重視」と共に、「三つの方針(ポリシー)に基づく大学教育」、「学修成果の評価」などを中心とした評価制度の改善・発展により、各大学に対して教育の質向上を求めている。



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【第1期の評価】

- ・第1期の薬学教育第三者評価では、プロセス基盤型教育に基づいたモデル・カリキュラムに準拠した教育が求められる中で、薬学におけるアウトカム重視の全人的教育の質保証として、ヒューマニズム教育や医療倫理教育、コミュニケーション能力・自己表現力、問題解決能力の醸成教育における「目標達成度」や「総合的な学習成果」に関する自己点検・評価が大学に求められた。
- ・こういった評価は、2015年度入学生から開始された学習成果基盤型教育に基づいた改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムによる教育にも適用され、大学における自己点検・評価が行われてきた。



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【第2期の評価の在り方】

- 薬学教育評価機構は、第2期の評価に向けて**今後10年間の社会から求められる薬学教育および薬剤師養成の在り方**を鑑み、薬学分野別評価としての第三者評価においても、「内部質保証を重視した評価制度」を基盤とした「**三つの方針（ポリシー）に基づく大学教育の質の転換**」、さらには「**学修成果にかかる評価の充実**」が**教育の質向上に向けた重要な基軸**となるものとして、以下のように**薬学教育評価基準の改定**を行った。

## 第1期の評価基準

大項目	中項目	『基準』		『観点』
教育研究上の目的	1 教育研究上の目的	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
	7 学生の受入	3		8
学生	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6	17	17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
学習環境	11 学習環境	2	2	8
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
		(合計数)		<b>57</b>
				<b>176</b>

## 第2期の評価基準

『基準』数及び『観点』数				
項目		『基準』		『観点』
1 教育研究上の目的と三つの方針		3		7
2 内部質保証		2		3
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1	7	3
	3-2 教育課程の実施	5		11
	3-3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2		7
5 教員組織・職員組織		2		12
6 学生の支援		1		4
7 施設・設備		1		0
8 社会連携・社会貢献		1		3
		(合計数)		<b>53</b>



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【第2期の評価基準】

- 第2期の評価では、
  - **項目1**:「教育研究上の目的と三つの方針」
  - **項目2**:「内部質保証」
  - **項目3**:「薬学教育カリキュラム」  
「教育課程の編成」、「教育課程の実施」、「学修成果の評価」
  - **項目4**:「学生の受入れ」  
を重視(19の評価基準のうち14がこれらの項目にある)。
- 第1期で教育課程の構築・整備に主眼が置かれていた内容に相当する**項目5～項目8**は、よりアウトカムに重点を置いた評価を目指したものになった。
- これらの項目の評価基準は、第1期の評価結果に基づいて、**スリム化と明確化**が行われた。



## 改定評価基準による第2期の評価

JABPE

### 【内部質保証と評価基準】

#### ● 学修者本意の教育

「**教学マネージメント指針**」(令和2年1月22日 文科省大学分科会)

#### ● 学修成果の評価 【基準 3-3-1】

↑ <要求>

#### ● 一貫性のある三つの方針の策定・公表・運用

↑ 「**3ポリシーガイドライン**」(平成28年3月31日 文科省大学教育部会)

【基準 1-2】、【基準 3-1-1】、【基準 3-2-1】、【基準 4-1】

↓ <実現>

#### ● 内部質保証システムの構築 【基準 2-1】、【基準 2-2】



## 改定評価基準による第2期の評価

JABPE

#### ● 一貫性のある三つの方針の策定・公表・運用

##### 【基準 1-2】

・教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

##### 【基準 3-1-1】

・薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構成されていること。

##### 【基準 3-2-1】

・教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切行われていること。

##### 【基準 4-1】

・入学者(編入学を含む)の資質・能力が、入学者の受け入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。



## 改定評価基準による第2期の評価

JABPE

#### ◆ 大学入学者選抜改革

・受験生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換

① 知識・技能

② 思考力・判断力・表現力

③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

・高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進

・2020年度「大学入学共通テスト」開始、2024年度新学習指導要領を前提に更に改革

: 一貫性のある三つの方針の策定・公表・運用



## 改定評価基準による第2期の評価

JABPE

##### 【基準 4-1】

・入学者(編入学を含む)の資質・能力が、入学者の受け入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。について、自己点検・評価が適切に行われていること。

##### 【観点 4-1-2】

・学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

##### 【観点 4-1-3】

・医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

##### 【観点 4-1-5】

・入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づいて必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。



## 改定評価基準による第2期の評価

### ● 内部質保証システムの構築

#### 【基準 2-1】

- ・教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

#### 【観点 2-2-1】

- ・自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

#### 【観点 2-2-2】

- ・自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

#### 【基準 2-2】

- ・教育研究活動の改善が、自己点検・評価に基づいて適切に行われていること。



## 改定評価基準による第2期の評価

### ● 学修成果の評価

#### 【基準 3-3-1】

- ・学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

#### 【観点 3-3-1-1】

- ・学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

#### 【観点 3-3-1-3】

- ・学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

\* 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)  
:ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、  
どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価する  
のかを定める基本的な方針(「3ポリシーガイドライン」より)。



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【薬学教育の質保証と第三者評価】

- ・薬学教育の質保証は、大学による「内部質保証」と薬学教育評価機構による「外部質保証(第三者評価)」から成り立つ。
- ・ここで言う第三者評価とは、各大学の薬学教育プログラムが薬学教育評価機構の定める評価基準に“適合”することの“認定”によって、それぞれの大学の6年制薬学教育が“社会が求める薬剤師養成教育の質のレベル”を満たしていることを客観的に保証することである。



## 改定評価基準による第2期の評価

### 【薬学教育の質保証と第三者評価】

- ・外部質保証として適正な第三者評価を行うには、各大学のきめ細かな自己点検・評価(内部質保証)が欠かせない。内部質保証とは大学が社会から負託された使命を遂行するために自らの教育研究活動を継続的に律するための仕組みである。
- ・改定・評価基準は、大学教育、薬学教育の変化に対応したもので、大学の「三つの方針に基づく薬学教育プログラム」の向上を目指したものである。
- ・従って、この基準による自己点検・評価の実施と、その結果に基づくPDCAサイクルによる改善を大学が行うことによって、教育の質保証(内部質保証)を行うことができると言える。



## 改定評価基準

JABPE

### 【第2期の評価における基準、観点、注釈】

- ・『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件及び教育研究上の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの。
- ・第1期の評価基準は「観点をすべて満たせば基準に適合する」という構造であったが、第2期では、『観点』は『基準』への適合または卓越性を判断するときに特に重点的に求められる内容を定めたものである。観点だけ満たしても基準に適合するわけではない。
- ・観点のみに囚われることなく、各大学の特色を存分に活かした自己点検・評価がなされることが期待される。



## 改定評価基準

JABPE

### 【第2期の評価における基準、観点、注釈】

- ・『基準』と『観点』の表記はその内容により次の三つに分類される。
  - (1) 定められた内容が満たされていることが求められる。  
例「…であること。」「…されていること。」等
  - (2) 定められた内容に関わる措置を講じていることが求められる。  
例「…に努めていること。」等
  - (3) 定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。  
例「…が望ましい。」等



## 改定評価基準

JABPE

### 【第2期の評価における基準、観点、注釈】

- ・注釈は、それぞれ該当する『基準』、『観点』の記載内容を明確にしたり、例示したもの。
- ・「がくしゅう」に関する表記は、6年間のプログラムレベルでは「学修」、科目レベルでは「学習」とする。

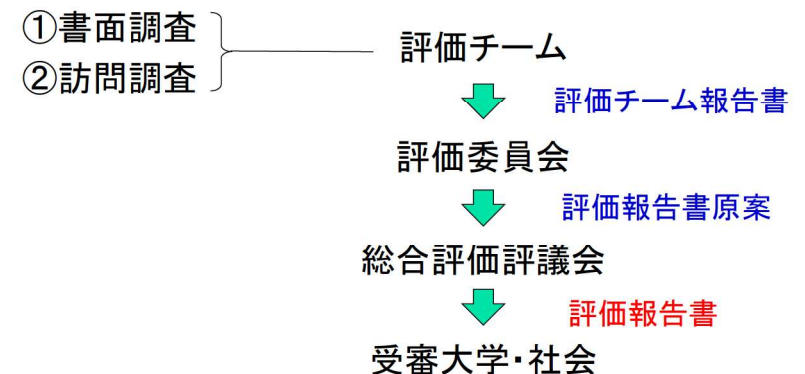


## 評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価





## 評価の実施方法

### 1. 大学における自己点検・評価

- ・自らが実行している薬学プログラムに対する「自己点検・評価書」を作成する。

#### 〔現状〕

評価基準を構成する『基準』ごとに教育研究活動等の現状を分析する。

#### 〔点検・評価〕

『項目』ごとに優れた点、改善を要する点などを自己点検・自己評価する。

#### 〔改善計画〕

課題に対する具体的な対応策、改善策を取り上げる。



## 評価の実施方法

- 評価は以下のステップで実施されます。

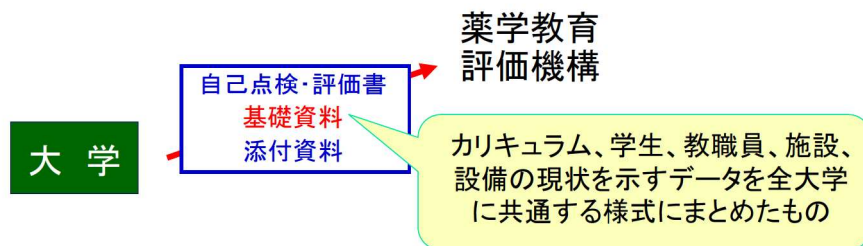
1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



## 評価の実施方法

- 評価は以下のステップで実施されます。

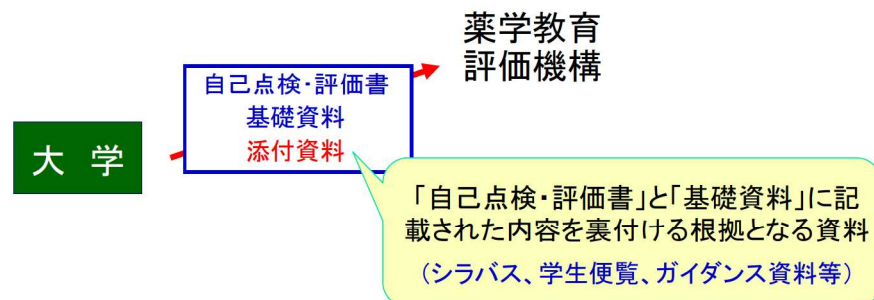
1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



## 評価の実施方法

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



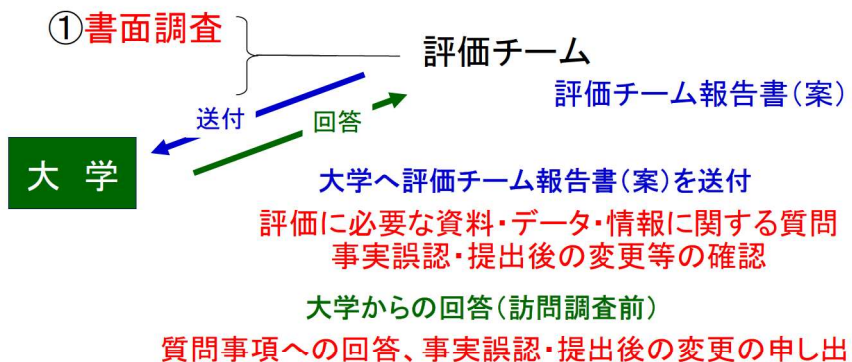


## 評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



## 訪問調査

JABPE

- ・薬学教育プログラムの評価は、「自己点検・評価書」による書面調査と訪問調査により実施する。
  - ・教育活動の実際を確認し、**書面調査の正確性を期する。**
  - ・特色ある施設・整備や教育研究の状況を直接確認し、申請大学の長をはじめとする関係者や学生と面談することによって、その特色や教育研究の改善・改革に対する将来に向けた方策を確認する。
1. 機構側と大学側の面談による質疑応答及び意見交換
  2. 施設・設備の見学
  3. 実習を含む授業参観
  4. 学生との面談
  5. 訪問時に求める資料・データ等の閲覧

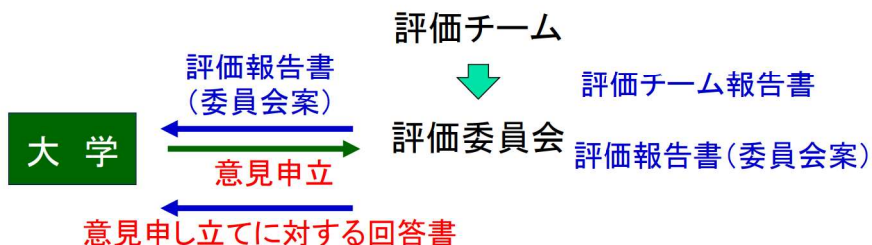


## 評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価

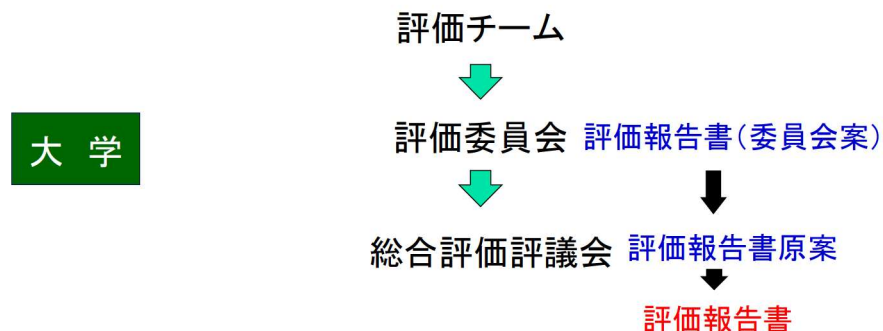


## 評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価







## 評価の結果

JABPE

### 1)『項目』の評価

- ・多段階(S, A, B, C, D)評価を行う。
- ・『項目』ごとの評価結果は多段階評価に基づき文章で表記。

#### 【多段階表記】

- S: 卓越している。
- A: 適合水準を超えている。
- B: 適合水準に達している。
- C: おおむね適合水準に達しているが、懸念される点が認められる。
- D: 適合水準に達していない。

- ・「S」は、評価委員会により判定。



## 評価の結果

JABPE

### 2)総合評価

「評価基準」の『項目』について、

- ① 総合的に適合水準に達している場合  
→「適合」
- ② 一部に問題があった場合  
→判定を保留し評価を継続
- ③ 薬学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合  
→「不適合」

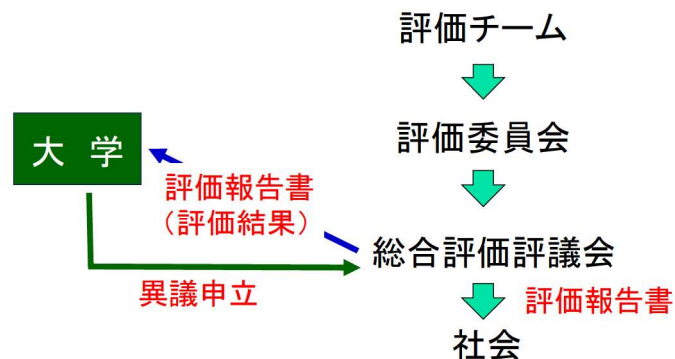


## 評価の実施方法

JABPE

- 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



## 異議申立てについて

JABPE

- ・本評価、再評価あるいは追評価において総合判定が「不適合」あるいは「保留」と判定され公表された大学には異議申立ての機会を設ける。
- ・異議申立てがあった場合は、6名の委員で構成される異議審査委員会を総合評価評議会の下に設置し、審査を行う。
- ・異議申立ての手続き等は、別途定める。

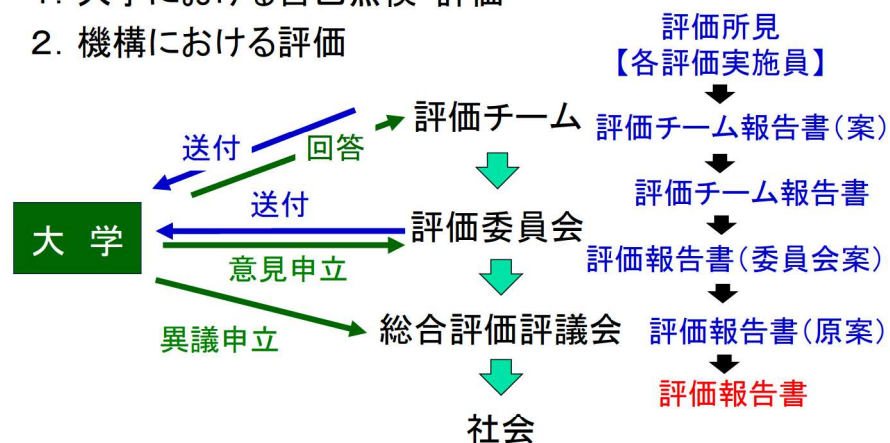


## 評価の実施方法

JABPE

■ 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価



## 第2期の評価

JABPE

### 【薬学教育評価機構による第三者評価の目的】

- 1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証する。
- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
- 3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。



## 第2期の評価

JABPE

第1期は、主に

1. 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、**各大学における薬学教育プログラムの質を保証する。**
2. 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
3. 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。



## 第2期の評価

JABPE

第2期は、各大学の個性を尊重し、

- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する。
- 3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

ことを目的とした形成的評価を中心とした評価を行う。



JABPE

## 第2期の評価

■ 評価は以下のステップで実施されます。

1. 大学における自己点検・評価
2. 機構における評価

第2期では

\* 評価過程での受審大学との丁寧な情報交換・意見交換

\* 評価終了後の受審大学における教育プログラム改善の支援

